

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和5年5月30日（火）9：00～9：50

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、立元管理官補佐、本多主任安全審査官、

真田係長、有吉係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 郡司 本部長代理 他2名

敦賀廃止措置実証本部 副本部長

原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 課長 他2名

原子力科学研究所 臨界ホット試験技術部 実用燃料試験課 課長 他1名

#### 5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、機構における廃棄物の仕掛品の取扱い及びふげんの使用済燃料の搬出計画について説明があった。また、原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、機構の今後の許認可申請時期等について確認した。

規制庁から、以下の点を確認した。

##### （1）機構における廃棄物の仕掛品の取扱い

- ・廃棄物の仕掛品を放射性廃棄物として取り扱うタイミングは具体的にどの段階なのか。
- ・むやみに仕掛品をセル内に保管し続けられないようにするために講じている措置を具体的に教えてほしい。

##### （2）ふげんの使用済燃料の搬出計画

- ・ふげんの使用済燃料の搬出計画を見直すとの説明を受けたが、今後申請を予定している設置変更許可申請の時期も見直すか教えてほしい。

##### （3）機構の今後の許認可申請時期等

- ・常陽での医療用ラジオアイソトープの製造に伴う設置変更許可申請の時期を教えてほしい。

- ・ HTTR への水素製造施設の設置に伴う設置変更許可申請の時期を教えてください。

#### (4) その他

- ・ 令和 5 年 4 月 28 日付けで申請された STACY の長期施設管理方針の策定に伴う保安規定変更認可申請について、8 月末の認可を希望すると説明を受けているが、内容を確認したところ、幾つか説明不足の点があり、相当な説明を加えて補完してもらわなければ基準適合性は確認できないと考えており、大きな作業を伴うものとなる可能性が高く、希望通りの時期に認可できるかどうか厳しいと考えている。具体的な指摘は審査会合にて伝えたいと考えているが、認可希望時期に間に合わせるためには、審査会合及びヒアリングにおいて、指摘に対する早急な対応をお願いしたい。

これに対し、機構から、以下の説明があった。

#### (1) 機構における廃棄物の仕掛品の取扱い

- ・ 原子力科学研究所の場合、セル内で発生した廃棄物の仕掛品は、発生施設（原子力科学研究所）内の保管廃棄施設又は放射性廃棄物処理場に放射性廃棄物として引き渡すための準備として、セル内の指定された場所で、指定された容器に収納し、標識の表示などの措置を講じる。この段階において、廃棄物の仕掛品から放射性廃棄物へと切り替わる。
- ・ 廃棄物の仕掛品についての対応は、平成 26 年第 1 四半期の規制庁による保安検査にて指摘を受けたことを踏まえ、各拠点において、廃棄物の仕掛品を適正に管理するために必要な使用変更許可申請や保安規定変更認可申請を行ってきたところである。
- ・ むやみに仕掛品をセル内に保管し続けないよう、原子力科学研究所においては、保安規定の下位文書において、保管が「限られた期間」となるよう規定しており、滞留はさせず一時的な保管となるよう対応を図っているところである。

#### (2) ふげんの使用済燃料の搬出計画

- ・ 搬出計画は見直すこととなったが、仏国における再処理後の回収プルトニウムを仏国に譲渡する方針に変更はない。搬出計画の見直しに伴う、設置変更許可申請時期の見直しは生じず、計画通り 7 月に申請予定である。

#### (3) 機構の今後の許認可申請時期等

- ・ 常陽での医療用ラジオアイソトープの製造に伴う設置変更許可申請の時期は、今年度の 10 月頃を予定している。
- ・ HTTR への水素製造施設の設置に伴う設置変更許可申請の時期は、次年度の 10 月頃を予定している。

(4) その他

- STACY の長期施設管理方針の策定に伴う保安規定変更認可申請についての指摘は了解した。

6. 配布資料

- 原子力機構における廃棄物の仕掛品の取り扱いについて
- 「ふげん」の使用済燃料の搬出計画について

以上